

産後ドゥーラ養成講座受講料の一部助成のご案内

本区では産後ドゥーラ養成講座の受講者に対し、受講料の一部を助成します。

本事業は目黒区にお住まいの産後6ヶ月以内の産婦の方が、家事育児サポーター（産後ドゥーラ）による支援サービスを利用したい時に、十分な支援を受けることができるよう、区内で活動する家事育児サポーター（産後ドゥーラ）の養成を行っていくためのものです。

同講座に受講される方は、ぜひ本事業をご活用ください。

※令和7年3月末までに実施する同講座が助成金対象の予定です。

産後ドゥーラとは・・・

産前産後の女性特有のニーズに応え、心身の安定と産後の身体の回復、赤ちゃんの育児や新しい生活へのスムーズな導入を目的に、母親の気持ちに寄り添った、母親のためのサポートを行う人です。

（一般社団法人ドゥーラ協会HPより）



【助成対象者】

以下の要件をすべて満たしている方

- 「産後ドゥーラ」の認定を受けた時点で、目黒区に住民票があること。
- 令和6年度に一般社団法人ドゥーラ協会もしくは株式会社ドゥーラサポートが実施する「産後ドゥーラ養成講座」を修了し、認定を受けていること。
- 3年間以上、「目黒区家事育児サポーター利用費助成事業」の家事育児サポーター（提携事業者）として活動できること。

※ 助成を受けた方は、児童家庭相談に関する区の事業について、ご協力していただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 他自治体で「産後ドゥーラ養成講座受講料」に関する助成を受けている場合は、助成対象外です。

【助成金額】

一般社団法人ドゥーラ協会もしくは株式会社ドゥーラサポートが実施する「産後ドゥーラ養成講座」の受講料のうち、20万円

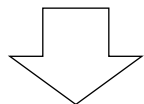
【申請方法】

①産後ドゥーラ養成講座に申し込む

「産後ドゥーラ養成講座」の申込方法、日程等は、一般社団法人ドゥーラ協会もしくは株式会社ドゥーラサポートのホームページをご覧ください。

※ 養成講座を受講する場合は、「プレ講座」の受講も必須になります。

「プレ講座」では産後ドゥーラや養成講座の紹介を行いますので、受講をお願いします。



『一般社団法人ドゥーラ協会ホームページ』 <https://www.doulajapan.com/>

『株式会社ドゥーラサポートホームページ』 <http://doula-support.com/>

②区へ交付申請をする

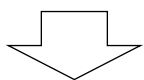
目黒区家事育児サポーター養成講座受講費助成金交付申請書等を区に提出後、審査のうえ、交付決定通知書を送付します。

◆提出書類

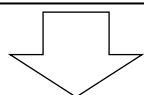
- ・目黒区家事育児サポーター養成講座受講費助成金交付申請書
- ・産後ドゥーラ養成講座の受講の申込みをしたことがわかる書類
(一般社団法人ドゥーラ協会もしくは株式会社ドゥーラサポートからの申込受付完了メールを印刷したものでも可)

◆申請期限

産後ドゥーラ養成講座が開講する前までに申請してください。



③産後ドゥーラ養成講座を受講し、認定を受ける



④区へ助成金の請求、区との提携手続きを行う

認定後、目黒区家事育児サポーター養成講座受講費助成金請求書等を区に提出してください。書類を提出する際に、区と提携手続きを行ったうえで、後日、区から助成金をお支払いします。※手続きについては、日時をご予約のうえ、目黒区子ども家庭支援センターの窓口へお越しください。(手続きは、1時間程度を予定しています。)

◆持参書類

- ・目黒区家事育児サポーター養成講座受講費助成金請求書
- ・産後ドゥーラ養成講座受講料の領収書(振込の明細書等でも可)
- ・産後ドゥーラ養成講座修了証
- ・産後ドゥーラ認定証
- ・印鑑(スタンプ印は不可)
- ・本人確認書類(氏名、住所の記載があるもの)



【提出先・問い合わせ先】

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15
目黒区子ども家庭支援センター事業係
電話 03-5722-6836

区ホームページ

